



健診の数値でしっかり現状把握 所見に合わせて予防・改善

陸災防「令和2年度 安全衛生標語」健康部門最優秀作品



令和2年10月 No.616
 発行所陸上貨物運送事業労働災害防止協会
 〒108-0014 東京都港区芝5丁目35番2号
 安全衛生総合会館内 ☎03-3455-3857 代表
<http://www.rikusai.or.jp>
 (印刷物による年間購読料3,600円)

- わが社の災防活動 森田運送 ……(1)～(2)
- [厚労省]長時間労働が疑われる事業場に対する
令和元年度の監督指導結果を公表します ……(3)
- 「陸運と安全衛生 Year Book」をお届けします (3)
- フォークリフト荷役技能検定試験実施結果 ……(4)～(5)
- フォークリフト荷役技能検定2級出張試験のご案内 ……(5)
- 令和2年度安全衛生表彰等の受賞者の方々(6)～(7)
- 連載 マコモ博士のメンタルヘルス2020 (8)～(9)
- 連載 やさしく解説「労働安全衛生法」 ……(10)
- 荷役が「ドライ」講習会(荷主向け)のご案内 ……(11)
- 安全衛生教育講師養成講座を受講して(12)～(13)
- [厚労省]地域別最低賃金額が改定されました ……(13)
- 高年齢労働者に配慮した陸運業のための
労働災害防止防止対策セミナーのご案内 ……(14)
- 腰痛予防対策講習会のご案内 ……(15)
- 災害事例とその対策(荷役) ……(16)
- 小企業無災害記録表彰 ……(17)
- 労働災害発生状況(令和2年速報) ……(18)



第55回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会「優良賞」受賞事業場

全員で労働災害防止に取り組む

森田運送株式会社(埼玉県支部)

はじめに

令和元年11月7日に開催された『第55回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会』の安全衛生表彰において、「優良賞」という荣誉ある賞を受賞させていただきました。誠にありがとうございました。

これもひとえに陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部様、埼玉県トラック協会様並びに関係各社様のご支援・ご指導のおかげと深く感謝申し上げます。

弊社は、埼玉県さいたま市に本社を置き、平成元年8月に設立し、一般貨物自動車運送事業をはじめ、貨物利用運送事業、作業請負事業、保管業、家電リサイクル指定取引場所を業として行っております。従業員数は93名。車両は大型15両、中型16台、小型15台、フォークリフトを4台保有しております。また、グループ会社として一般貸切旅客自動車運送事業、旅行業を業とする観光交通会社及び車両も含めた安全管理のために自動車会社を有しております。



1 安全への取組

[社内安全会議]

毎月第1土曜日に各部署の管理者が集まり安全会議を開催。

第3土曜日には本社に森田グループ管理職が集まり、安全委員会を開催しております。

各社・各事業所の責任者を集めて、安全管理のPDCAなどを行っています。

[安全スローガン]

『安全の確保はすべての業務に優先する』を基本方針とし、自ら率先垂範を基に、全社員が一丸となってすべての業務に安全第一を確認、優先し輸送の品質を重んじ、常にその向上に努めます。

[社内安全教育]

- 毎月第1土曜日に、当日運行のドライバー以外が集まり、ミーティングを行っております。指導12項目に則り、毎月1項目ずつ指導・教育を行い、また、ドライバーの意見交換の場としております。参加できなかったドライバーに対しては個別に指導しております。
- 万が一、事故が発生した際は事故報告とともに、多角の要因分析と回避策などを話し合い、再発防止に努めております。

[安全講習会]

毎年、春季及び秋季に森田グループの安全講習会が開催されます。その都度安全輸送を

テーマにした講義、提案、討議、発表などが行われます。「安全・エコ対策の実績」、「運輸安全マネジメントの取組」、「事故の報告、分析」、「小集団活動とその成果」など、安全品質の向上を目指し毎回熱心な討議が繰り広げられます。当日運行により参加できなかった従業員に対しては別日を設け指導を徹底しております。

安全講習会年間スケジュール

春季安全講習会	5月
秋季安全講習会	11月
安全委員会開催(首都圏)	第2土曜日
安全委員会開催(東北)	第4土曜日
小集団活動(5~10名)	毎月1回
安全品質会議(管理者)	第2・3・4水曜日
運輸安全マネジメント	通年

[フォークリフト作業]

フォークリフト作業については、昨年の秋季安全講習会にて住友フォークリフト様より講師を招き、実技と学科の教育を行いました。

講師に実技を確認してもらうことで自分の欠点を見つめ直すことができ、改めて安全に対する取組ができるものと考えます。



[適正診断ナスバネット]

適性診断の測定システム(ナスバネット)を利用しております。

いつでも受診できる為、忙しい乗務員の貴重な時間を節約できることはメリットです。

診断結果に基づいた指導をし、安全な運行管理を行います。

2 衛生への取組

[健康診断、有所見者への対応]

健康診断は、毎年春に安全講習会と同時に行えるよう会場を借り、検診者対応可能な健診機関に依頼し、全従業員が受診しております。なお、当日運行のドライバーについては、トラック協会による健康診断を受診しております。シフトなどにより両日とも受診が出来ない者については、いつもお世話になってい

る近隣の医院にて予約を取り、受診させていただきます。

秋の健康診断は長距離運行が発生し得るドライバーと夜間運行のドライバーのみトラック協会主催の健康診断に出向いてもらいます。当日の受診が出来ない者は、春と同様に近隣の医院にて受診となります。

有所見者には再検査実施要請書を期限付きで配布し受けてもらいます。その結果に基づき、持病等や通院が必要とされる従業員に対しては通院履歴を残しています。

再検査や精密検査が必要とされた者には『再検査実施要請』を発行し、期限を決めたうえで必ず検査を受けるよう指示し、その検査結果等の記録も残しています。

従業員の高齢化もあり、会社が従業員の健康状態を逐一把握するよう心掛けています。

[熱中症・インフルエンザ予防]

- 熱中症対策として、部署ごとに飲料水や塩タブレットやアイス等を充実させて様子を見ると共に各自体調の変化があるときは無理せず涼しい空間で休むことを徹底しております。
- インフルエンザにつきましては接種費用を会社が負担し、毎年10月~11月に全従業員が接種するよう義務化しております。
※接種によるアレルギー体質の者を除く

3 その他の取組

[職場のコミュニケーション]

- 新年会、● 春:花見&BBQ、● 8月最終土曜、日曜を利用して社員旅行、● 忘年会

[表彰制度]

連続3年間・5年間・10年間のドライバーに「無事故無違反表彰」(春季安全講習会・秋季安全講習会にて)

お客様・荷主様からの表彰や高評価等があれば表彰(ドライバー・作業員問わず)

労働災害防止への思い

労働災害を未然に防ぐためには、法律で義務付けられている取組を行うのはもちろんのこと、企業が自主的な取組を行うことが重要だと考えております。

リスクを適切に洗い出し、従業員全員が危険を適切に認識するようにし、労働災害防止へ積極的に取り組まなければならないと考えております。

【厚生労働省からのお知らせ①】

長時間労働が疑われる事業場に対する 令和元年度の監督指導結果を公表します

厚生労働省では、このたび、令和元年度に、長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した、監督指導の結果を取りまとめましたので公表します。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象としています。

対象となった32,981事業場のうち、15,593事業場（47.3%）で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。なお、このうち実際に1か月当たり80時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は、5,785事業場（違法な時間外労働があったもののうち37.1%）でした。

厚生労働省では、今後も長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行うとともに、11月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的な監督指導を行います。

【平成31年4月から令和2年3月までの監督指導結果のポイント】

- | | |
|---|------------------|
| (1) 監督指導の実施事業場： | 32,981事業場 |
| (2) 主な違反内容 [(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場] | |
| ① 違法な時間外労働があったもの： | 15,593事業場（47.3%） |
| うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が | |
| 月80時間を超えるもの： | 5,785事業場（37.1%） |
| うち、月100時間を超えるもの： | 3,564事業場（22.9%） |
| うち、月150時間を超えるもの： | 730事業場（4.7%） |
| うち、月200時間を超えるもの： | 136事業場（0.9%） |
| ② 賃金不払残業があったもの： | 2,559事業場（7.8%） |
| ③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの： | 6,419事業場（19.5%） |
| (3) 主な健康障害防止に関する指導の状況 [(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場] | |
| ① 過重労働による健康障害防止措置が
不十分なため改善を指導したもの： | 15,338事業場（46.5%） |
| ② 労働時間の把握が不適正なため指導したもの： | 6,095事業場（18.5%） |

平成31年4月から令和2年3月迄に実施された長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果は次のURLからご覧ください（厚生労働省ホームページ）。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11202000/000667303.pdf>

【陸災防から会員事業場の皆様へお知らせ】

本誌の総集編「陸運と安全衛生 Year Book」をお届けします

陸災防は今般、会員事業場における労働災害防止活動に資するため、広報誌「陸運と安全衛生」1年分を1冊に取りまとめた「陸運と安全衛生 Year Book」を創刊し、全ての会員の皆様に直接お届けさせていただくこととしました。冊子のお届けは、令和2年10月末を予定しております。

なお、本冊子は今後毎年継続して陸災防会員の皆様にお届けすることとしております。

本冊子を労働災害防止活動の推進にご活用いただければ幸いです。

お問い合わせ先：陸災防本部広報課 TEL 03-3455-3857

【フォークリフト荷役技能検定について】

令和2年度 フォークリフト荷役技能検定試験実施結果について

陸災防では、フォークリフト運転技能講習修了者等を対象として、より安全で正確かつ迅速な作業を評価・認定し、労働災害の防止に寄与することを目的として、平成27年度より、「フォークリフト荷役技能検定」を実施しています。

令和2年度は、8月26日（水）及び9月16日（水）に実施しました。当初、14か所での開催を予定していましたが、コロナ禍の影響により、キャンセルが多数出たこと、受検を控えられた方々も多くいたため4か所を中止とし、10か所での開催となりました。

このような状況の中、ご参加いただいた皆様には心から感謝申し上げますとともに、参加が叶わなかった方々には、是非次回のご受検をお待ちしています。

各検定試験の実施結果は次のとおりです。

1 検定1級試験

5名が受検し、4名が合格しました。

受検者と合格者の概要（延べ数）

科目別 受検者	検定 合格者	一部 合格者
学科 4名	4名 (80%)	1名
実技 3名		

注：科目別受検者数は延べ数。一部合格は、学科又は実技のいずれかの合格者数。

2 検定2級試験

56名が受検し、36名が合格しました。

受検者と合格者の概要

科目別 受検者	検定 合格者	一部 合格者
学科 52名	36名 (64%)	12名
実技 48名		

注：科目別受検者数は延べ数。一部合格は、学科又は実技のいずれかの合格者数。



滋賀県での実技検定
（関西地区では初の開催）

3 各試験の総括

学科試験

学科試験の内容は、関係法令、走行装置、荷役装置、力学、荷役一般から出題しました。

このうち、走行装置、荷役装置については比較的正確率が高かったものの、関係法令、力学、荷役一般（荷役ガイドラインに関する設問）は誤解答が多く見受けられました。

陸災防ホームページでは、過去問を紹介していますので、是非、受検前の対策にお役立ていただければと思います。

実技試験（点検試験・運転試験）

実技試験のうち点検試験は、定められた点検項目の点検が、できる方とできない方の差がはっきりしていました。また、標準時間オーバーにより減点となった方が散見されました。点検は毎日の始業開始前点検でも上達しますので、是非お取り組みいただきたいと思います。

運転試験でも、標準時間を大幅に超えて減点されているケースが目立ちました。本検定の受検に当たっては、コース及び運転操作に慣れていただくことが必要です。また、指差呼称の安全確認ができていない方が多くいました。日頃から、安全確認を徹底しましょう。なお、減点項目別では「フェンスへの接触」、走行操作時における「停止線での一旦停止位置不良」等、減点点数の高い項目で指摘されているケースも目立ちました。フォークリフトの旋回特性、車両

の感覚を的確に把握することが肝要です。

運転コースレイアウトや運転試験動画は、当協会ホームページにて公表していますので、事前に内容を確認の上、練習していただければと思います。

4 次回開催予定について

来年度も検定を実施いたします。受検案内の詳細は、4月頃にホームページに公表します。

是非、多くの方々に当検定を受験いただきますとともに、今回、残念ながら不合格だった方、学科・実技のいずれかに合格された方におかれましては、再度の受検をお待ちしています。

ご希望の施設でフォークリフト検定を実施します フォークリフト荷役技能検定2級 出張試験



陸災防では、平成27年度より、フォークリフト運転技能講習修了者等を対象として、より安全で正確かつ迅速なフォークリフトによる荷役作業を評価・認定し、労働災害の防止に寄与することを目的として、フォークリフト荷役技能検定を実施しています。

このたび、フォークリフト荷役技能検定の利便性を高め、本検定を希望する企業のニーズに応えるべく「フォークリフト荷役技能検定2級 出張試験」（出張試験）を実施いたします。これまで、実施日、場所等の関係で技能検定を利用することが困難であった企業等からの申し込みをお待ちしています。

出張試験の概要

陸災防の運営スタッフ（審査員、事務職員）が、希望する企業等（以下「企業等」といいます。）の施設（試験会場）に出張し、企業等の受検者に検定2級試験を実施するものです。

なお、試験会場は、企業等の施設を原則としますが、自前で試験会場を用意できない場合は、最寄の陸災防支部の会場を借用し実施することも可能です。



実施要件

次のすべての要件を満たすこと。

- 1 点検試験及び運転試験に使用する最大積載荷重1トン～1.5トンのカウンターバランスフォークリフト（トルコン車）を各1台、又は最大積載荷重1トン～1.5トンのリーチフォークリフト（バッテリー車）を各1台用意できること
- 2 当協会が定める運転試験コース（障害物の設置含む）を設定できること
なお、運転試験コースは、平坦で凹凸のない路面であること
- 3 積載荷重（500kg）を用意できること
- 4 学科試験会場（会議室等）、審査員控室、集計室等試験実施に必要な施設を用意できること
- 5 出張試験受検予定者数が1回10～20人程度であること
上記人数を下回る場合若しくは上回る場合、又は試験科目免除者がいる場合は、別途協議

本検定出張試験のお申し込み方法等の詳細は、陸災防ホームページでご案内しています。

<http://www.rikusai.or.jp>

令和2年度安全衛生表彰等の受賞者を決定しましたのでご紹介いたします。受賞者の皆様おめでとうございます。

なお、表彰式につきましては、本年は、11月12日に都内にて執り行います。

令和2年度安全衛生表彰等の受賞者の方々

(敬称略)

1 安全衛生表彰

事業場・団体表彰

優良賞 (14 事業場)

茨城県 長生産業株式会社
 茨城県 額賀運輸有限会社
 群馬県 今井運送株式会社
 埼玉県 有限会社カクタス
 千葉県 千代田興業株式会社千葉営業所
 岐阜県 有限会社西濃重機工業所
 奈良県 株式会社いわれ
 奈良県 イヌイ急便株式会社
 島根県 来待運送有限会社
 島根県 有限会社島根急送
 徳島県 徳島トラック株式会社
 徳島県 川本運送有限会社
 熊本県 有限会社浜辺運送
 鹿児島県 有限会社宝船

進歩賞 (36 事業場)

福島県 丸永運送株式会社
 福島県 相馬物流株式会社
 茨城県 常陽運送株式会社
 群馬県 小林運送有限会社
 埼玉県 三和運送有限会社
 千葉県 宮崎運送有限会社
 石川県 ヤマト運輸株式会社能美支店
 岐阜県 両備トランスポート株式会社滋賀支店岐阜営業所
 愛知県 株式会社ダイヤライン
 愛知県 ヤマト商事株式会社
 愛知県 清好運輸株式会社
 愛知県 株式会社大照
 京都府 京成運輸株式会社
 鳥取県 有限会社大田商店
 鳥取県 オグラ建材運輸株式会社
 鳥取県 山陰すぎもと物流有限会社
 島根県 日本通運株式会社出雲支店
 島根県 稗田産業有限会社
 山口県 株式会社三共
 山口県 新十和運輸株式会社山口営業所
 山口県 興洋運輸株式会社
 山口県 金子運送有限会社
 徳島県 佐藤運送有限会社
 徳島県 日本託送株式会社
 香川県 株式会社大運組

香川県 ミナトエクスプレス株式会社
 愛媛県 渡辺興業株式会社本社営業所
 愛媛県 株式会社ガイヤエクスプレス
 高知県 谷山運送有限会社
 福岡県 東港運輸株式会社
 福岡県 株式会社大窪商店
 熊本県 有限会社西野工業
 大分県 日豊運送株式会社
 宮崎県 北辰運輸株式会社
 鹿児島県 有限会社森運送
 沖縄県 大成通運株式会社

団体賞 (2 団体)

埼玉県 陸災防埼玉県支部秩父分会
 広島県 陸災防広島県支部広島分会

個人表彰

功労賞 (1 名)

埼玉県 桶本 毅 (桶本興業株式会社)

功績賞 (35 名)

青森県 松山 信彦 (東北商運株式会社)
 宮城県 門脇 正勝
 秋田県 藤原 秀行 (日本通運株式会社秋田支店秋田警送事業所)
 栃木県 佐藤 利春 (株式会社真和物流サービス)
 栃木県 半田 臣一 (株式会社ウナン)
 埼玉県 新井 一夫 (株式会社リュウオー)
 埼玉県 永井 保之 (永井運輸株式会社)
 埼玉県 白井 威 (白井運送株式会社)
 埼玉県 和田 拓也 (和田運輸株式会社)
 埼玉県 加増利豊秋 (株式会社東京アクティイ)
 千葉県 加瀬 正義 (有限会社旭陸送)
 千葉県 藤井 貞之 (有限会社フジイルートサービス)
 神奈川県 川延 克己 (有限会社丸真運輸)
 神奈川県 立川 明彦 (株式会社山立水産運輸)
 神奈川県 柴崎 慎二 (株式会社都市貨物輸送)
 神奈川県 櫛田 潔史 (甲陽物流株式会社)
 富山県 立野 賢治 (サンエツ運輸株式会社)
 山梨県 長田 一生 (株式会社敷島陸送)
 山梨県 安藤 松男 (株式会社キョウワ)
 静岡県 宮澤 寛 (株式会社トレードラスト)

静岡県	寺尾 栄一(清水長崎運輸株式会社)	広島県	馬屋原有治(日神運輸株式会社)
静岡県	今村 陽紀(今村運送有限会社)	広島県	實光 広宣(広島急送株式会社)
大阪府	大槻 淳一(共立運送株式会社)	福岡県	中嶋 利文(株式会社西物)
広島県	松田 悦二(株式会社東酪)	福岡県	岡田 義人(有限会社シティカーゴ)
広島県	牧尾 良二(志和貨物自動車株式会社)	福岡県	渡辺 覚(長濱運送有限会社)
広島県	呉 正男(大竹双葉運輸株式会社)	大分県	高橋 幸治(株式会社坂本磁業所)
広島県	村上 虎生(松永運送株式会社)	宮崎県	吉原 哲也(日向運輸株式会社)
広島県	表 敏弘(備後通運株式会社尾道支店)		

2 永年勤続表彰

30年勤続(3名)

富山県	谷口 雅人(陸災防富山県支部)
徳島県	小出 千尋(陸災防徳島県支部)
本部	緑川 政敏(陸災防)

20年勤続(1名)

千葉県	塙 昭男(陸災防千葉県支部海匝分会)
-----	--------------------

10年勤続(5名)

富山県	大井 文子(陸災防富山県支部)
静岡県	小林かおり(陸災防静岡県支部静岡分会)
本部	遠藤 聡(陸災防)
本部	堀野 弘志(陸災防)
本部	中尾 陽(陸災防)

3 優良フォークリフト等運転者表彰(152名)(支部別)

北海道	大野 広一	内海	毅	長江	真史	数藤	利一	石丸	範芳	高知県
齋藤 晃啓	群馬県	三浦 英和		加藤 友昭		寺山 岳成		大歳健次郎		小野 聡
蛭名 雅人	峯岸 和久	松川 友樹		松田 伸治		大山 涉		遠藤 隆司		朝野 帆夢
青森県	植野 勝	内藤 幸悦		牧田 義美		井口 直人		梶村 真二		福岡県
坂本 和彦	中島 将大	富山県		静岡県		矢野 博司		中山 則行		松本 圭介
藤田 昭光	埼玉県	石井 博久		平内 宏純		兵庫県		田内 良太		熊本県
佐々木 浩	佐藤 裕司	藤崎 修		西谷 孝弘		上浦 真也		山口県		今村 茂
岩手県	會田 光好	江川 徹		松永 倫彦		奈良県		長戸 弘尚		奥村 和幸
高橋 正浩	竹平 賢治	林 裕子		愛知県		辻中 陽一		久我 学		大分県
小原 慎也	福知 理	木村 浩一		田崎 宏昭		杉本 善広		重村 定治		赤嶺 卓也
千葉 由功	千葉県	石川県		久野 裕治		鳥取県		須藤 崇徳		宮崎県
菊池 保臣	田代 真也	福尾 慎一		久野 敦史		谷口 友亮		徳島県		坂本 雄一
山形県	川崎 剛	中川 暢之		三重県		澤成 勇太		森本 武嗣		伊藤 真吾
會田 功	黒田 孝光	成瀬 篤史		今村 昌典		山脇 卓巳		平井 昭則		穂満 重樹
松本 俊司	西田 正吾	細川 裕祐		今枝 亮一		杵築 清隆		福永 隆之		鹿児島県
杉浦 義広	坂入 良信	松原 功尚		小宮 功大		島根県		居敷 昭二		福永 清春
寒河江敏彦	島津 次郎	安村 隆弘		伊東 伸也		和田 英司		和田 義広		中島 隆暁
福島県	小谷 安喜	中村 昭浩		岡本 有司		石橋 均		香川県		春添 英史
石川 信	川端 一之	小倉 吉和		辻 謙作		石原 透雄		中川 宏昭		緑 美幸
今野 一征	竹田 鉄平	福井県		京都府		岡山県		愛媛県		飯野 清治
佐川 猛	時谷 和寛	清水 昭博		藤井 民夫		津村 謙		酒井 勝史		沖縄県
安部 稔一	河野 泰久	長野県		嶋本 善仁		大賀 芳治		岩城 正和		松堂 直志
渡辺 信裕	東京都	片岡 秀之		井上 則章		長谷川敏樹		中村 優作		
志賀 武	和賀 賢一	岐阜県		大阪府		平野真二郎		村上 法正		
栃木県	神奈川県	渡邊 忠		国安 克也		広島県		田中 秀夫		
狐塚 弘幸	三浦 敦	後藤 満		尾藤 隆弘		岡田 修治		井角 浩三		
野沢 剛士	吉岡 広之	吉田 一人		西田 栄治		吉野 誠		光田 真人		
鈴木 宏昌	廣崎 宗久	安藤 昌治		藤田 純一		前元 良公		船田 慎一		

【連載 I】

メンタルヘルスのスペシャリストによる連載です

マコマコ
博士の

メンタルヘルス 2020 (第8回)

テーマ「職場の『メンタル不調』風景(その8)」

— 部下に指示後、「キーワード」を —

精神科医 夏目 誠

今回は上司が部下への指示を伝えた後に、ひとところ付け加えれば、効果があるキーワードを紹介します。

キーワード

ぼちぼち ぼちぼちとね
少しずつ

産業医：部下に指示することが多いでしょう。そのときに、最後に「ぼちぼちとね」のキーワードを使ってください。

上司：やってみます。

産業医：最後に、「ぼちぼちと…ね」と、付け加えるのです。部下がラッキーな気持ちになれますよ。

上司：なるほど。



キーワード

ほどほど ほどほどにね

産業医：部下に指示する場合に、「あなたの要求水準」を下げてください。

上司：わかりますが、ウーン、難しいなあ・・・。

産業医：90⇒80⇒70と段階的にね。

上司：わかりますが・・・。

産業医：90⇒80の段階で、1か月かかってもいいですよ。

上司：わかりました。3か月ならできそうです。やります。

産業医：ぼちぼちとね。

上司：90⇒70は？

産業医：ほどほどにね。

上司：なるほど、ほどほどか。意気込み過ぎても良くないか・・・ほどほどに。

キーワード

無理せずに
無理しないようにね

無理しない

産業医：部下への対応はいかがでしたか。
上司：先生、80⇒70が難しいですよ。
産業医：わかります。最初の壁、ハードルですから。
上司：ハードルを、何とか・・・。
産業医：80⇒75くらいにね。
上司：やります。
産業医：ハードルだから、無理はしないようにね。

キーワード

一歩からね
一歩ずつの積み重ねだよ



上司：部下への指示って、難しいですね。
産業医：行動できるかどうかポイントです。行動しなければ何も変わらないよ。
上司：そうです。
産業医：「千里の道も一歩から」ということわざがありますね。
上司：知っていますよ。
産業医：一歩ずつ、地道にね。
上司：まず部下に「まず一歩からね、踏み出そうよ！」と言えよ。
産業医：そうそう。

最後に、「マコトの一言」で締めさせていただきます。

マコトの一言



秋吉 | 夏目

（使用イラスト 秋吉、PIXTA）

【連載Ⅱ】安全衛生水準向上にお役立てください！

やさしく解説「労働安全衛生法」

第7回

6 安全衛生推進者（第12条の2）

規模の大きな事業場については、安全管理者、衛生管理者の選任などにより安全衛生管理体制は比較的整備されていますが、中小規模の事業場ではむしろ災害発生率が高いということもあり、安全衛生管理体制の整備が求められません。

このため、中小規模の事業場では、安全衛生推進者（業種によっては衛生推進者）を選任し、事業場における安全衛生に係る業務を担当させることとしたものです。

なお、安全衛生推進者は、安全管理者又は衛生管理者が安全衛生業務の技術的事項を管理する者であるのに対して、安全衛生業務について権限と責任を有する者の指揮を受けて当該業務を担当する者であることに留意が必要です。

(1) 安全衛生推進者の選任

陸運業では、労働者数が10人以上50人未満の事業場に安全衛生推進者を選任しなければなりません。

安全衛生推進者は、選任すべき事由が発生した日（労働者数が10人以上50人未満になった日）から14日以内に選任するとともに、事業場に専属の者（例外：労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント）を選任する必要があります。

また、安全衛生推進者を選任したときは、掲示等による周知が必要ですが、労働基準監督署への報告は必要ありません。

(2) 安全衛生推進者の資格

安全衛生推進者等の資格要件は、次のとおりです。

- ① 登録教習機関の行う安全衛生推進者等の講習を修了した者
- ② 安全衛生推進者等の業務を担当するため必要な能力を有すると認められる次の者
 - 大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後1年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
 - 高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後3年以上安全衛生の実

務に従事した経験を有するもの

- 5年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者

なお、②の場合は、選任時に能力向上教育（初任時）を受けることが求められています。

(3) 安全衛生推進者の職務

安全衛生推進者の職務については、安衛法第12条の2に、次のように規定されています。

第10条第1項各号の業務を担当させなければならない。

第10条第1項各号の業務は、第3回で説明しました総括安全衛生管理者に統括管理させる次の職務です。

なお、この職務について、安全管理者及び衛生管理者には業務を管理させ、安全衛生推進者には、業務を担当させるとしています。

- 一 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- 二 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- 三 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- 四 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの。

この厚生労働省令で定めるものには、次の事項が規定されています。

- ① 安全衛生に関する方針の表明
- ② リスクアセスメント及びその結果に基づき講ずる措置
- ③ 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善（PDCA）

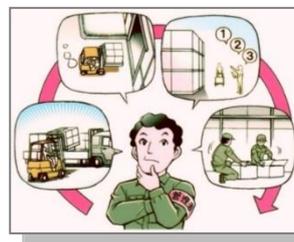
【受講料無料】厚生労働省補助事業

荷役作業安全ガイドライン講習会(荷主向け)のご案内

陸上貨物運送事業の労働災害の70%は、トラックの荷台等からの墜落・転落等の荷役作業中に発生しています。さらにその70%は荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の事業場で発生しています。このため、厚生労働省では平成25年3月に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定し、陸運事業者及び荷主等それぞれの実施事項が示されました。本年度は、この荷役ガイドラインをご理解いただくための講習会を全国で行います。受講料は無料です。

この講習会は、荷主等の自社の労働者の労働

災害防止対策にも参考となる墜落・転落災害、フォークリフト、クレーン、ロールボックスパレット等による災害防止に関する内容も含まれています。



荷主等の企業の皆様には積極的なご参加をお待ちしています。

講習会への参加を希望される方は、陸災防都道府県支部にお申込みいただくようお願いいたします。

多くの皆様のご参加をお待ちしています。

「荷役作業安全ガイドライン講習会(荷主向け)」開催日程

都道府県	開催日	会場	都道府県	開催日	会場
北海道	11月26日(木)	北海道トラック総合研修センター	静岡	1月19日(火)	静岡県トラック協会研修センター
青森	11月16日(月)	青森県トラック総合研修センター	三重	12月7日(月)	プラザ洞津
岩手	12月18日(金)	岩手県トラック協会総合研修会館	京都	1月29日(金)	京都アスニー
宮城	2月15日(月)	卸町会館 大会議室	大阪	11月6日(金)	大阪府トラック総合会館
秋田	10月13日(火)	秋田県トラック協会研修センター	兵庫	1月	兵庫県トラック総合会館
山形	11月9日(月)	山形県トラック総合会館	奈良	11月26日(木)	奈良県トラック会館
福島	7月16日(木)	福島県トラック協会 県中研修センター	鳥取	11月17日(火)	新日本海新聞社 中部本社ホール
福島	2月17日(水)	福島県トラック協会 県中研修センター	広島	11月30日(月)	広島県トラック総合会館
茨城	10月28日(水)	茨城県トラック総合会館	山口	11月5日(木)	山口県トラック協会研修会館
栃木	12月9日(水)	栃木県トラック協会	香川	1月25日(月)	香川県トラック総合会館
埼玉	12月4日(金)	東部従業員サービスセンター	愛媛	12月11日(金)	愛媛県トラック 総合サービスセンター
新潟	3月8日(月)	新潟県トラック総合会館 6階会議室	福岡	11月20日(金)	リファレンス駅東ビル
富山	10月16日(金)	富山県トラック会館	佐賀	11月26日(木)	佐賀県トラック協会
石川	2月25日(木)	石川県トラック会館	長崎	11月10日(火)	長崎県トラック協会研修会館
福井	10月26日(月)	福井県トラック総合研修会館	鹿児島	11月18日(水)	鹿児島サンロイヤルホテル
山梨	10月22日(木)	調整中	沖縄	10月23日(金)	九州沖縄トラック研修会館
長野	10月19日(月)	上小トラック研修会館			
右の都道府県につきましては、開催決定次第ご案内いたします。				群馬、千葉、東京、神奈川、岐阜、愛知、和歌山、島根、岡山、徳島、高知	
右の都道府県につきましては、開催終了しております。				滋賀、熊本、大分、宮崎	

「安全衛生教育講師（インストラクター）養成講座」を受講して

安全衛生活動に企業の垣根はない

株式会社ダイフク イントラロジスティクス事業部 教育研修センター 古居正志

会社概要

弊社は1937年創業のコンサルティング・企画エンジニアリング・設計・製作・施工・アフターサービスまで一貫したサポート体制で、モノを動かす“マテリアルハンドリングシステム”の多様な要素を組み合わせ、様々な分野において最適・最良のソリューションを提供する総合物流システムメーカーです。

市場ごとに特化したシステム・機器を開発・生産、また設備納入後の安定稼働・長期使用を図るための多彩なサービスを提供しております。

担当業務

私の担当業務は、事業部内の社員、パートナー会社の方々に、マナー、資格取得の為の勉強会、各種特別教育等の安全衛生教育を専門に行っている部署に所属しており、主に特別教育の講師を業務としております。

受講の経緯

今回の受講に関して、以前より自部門での車両系荷役運搬機械や荷の積み卸しに関する作業指揮者の選任に関して指導はしてまいりました。

しかし、安全衛生に関しもう一步踏み込んだ形の専門的な講習が自部門で開催できないかと模索していたところ、偶然仲間の講師から今回のインストラクター講習があることを教えていただき社内で検討したところ、車両系荷役運搬機械と荷の積み卸しに関する作業指揮者講習を自部門で開催しようということになり、弊社教育研修センターの滋賀、愛知、埼玉に在籍する現役講師4名で参加させていただきました。

講座を受講して

本講座は令和2年7月13日～7月16日まで、4日間のカリキュラムで開催されました。

コロナ禍の折、開催が危ぶまれましたが、受講生10名がソーシャルディスタンスの確保、飛沫防止対策等様々な感染予防対策が施された中で開催され、安心して受講することができました。講習開催にご尽力いただいた関係

者の方々に心より感謝いたします。ありがとうございました。

さて、講習についてですが、ご指導いただいた講師は皆スペシャリストで、講習内容も具体的で説得力のある魅力的なもので、たいへん勉強になりました。

講習内容については、フォークリフト運転従業務事者安全衛生教育から始まり、陸上貨物運送事業の安全に関する知識、関係法令、災害事例等、今まで受講した様々なインストラクター講習とは違う切り口から教えていただき、今後の安全衛生講習の内容に大きな影響を与える内容であったことは間違いありません。

また、リスクアセスメントのグループ討議では、様々な企業から参加された受講生の皆様が見つめる危険ポイントやリスクに対する感性と、洗い出された危険に対した確かな安全対策を考えておられ、その知恵と知識の広さに「さすが皆さんプロだな」と感心させられることばかりでした。

まとめ

弊社の工場や建設現場にも毎日様々な物が毎日の様に運ばれてきます。そこにはフォークリフトなどの重機を使いトラックへ荷を積み、荷卸しをする作業者がいます。その作業者が、仲間が労働災害の被災者となったら、被災者本人のみならずその家族をも巻き込んでしまいます。

そのような悲惨な労働災害を発生させないために作業指揮者に選任された人が自ら考え実行する知恵と知識を得るための講習。

その講習を開催する為には必要不可欠で有意義なインストラクター講習であったと私は感じています。また、講師は常に最新の情報を入手し、それを正確に受講生に伝えていかなければなりません。

その一つが今回の講習であることは間違いありません。

最後に

今回タイトルにしました「安全衛生活動に

企業の垣根は無い。」の言葉は、中央労働災害防止協会の大阪安全衛生教育センターで講師をされていた金谷講師の言葉です。

この講師の元に様々な企業、業種の現役講師が集い、金谷塾と言う講師グループを結成しました。その金谷塾のポリシーをタイトルとさせていただきました。

理由は、今回のインストラクター講習もタイトル同様、様々な企業からそれぞれの立場

で「労働災害を無くしたい！」と言う同じ目的を持った受講生が集まって寝食を共に4日間学ぶものであり参加している受講生の心の中に企業の垣根は無いからです。

今後もこの言葉を胸に「労働災害ゼロ」を目指して現場で使える安全衛生教育を行ってまいります。

ご安全に！！

【厚生労働省からのお知らせ②】

地域別最低賃金額が改定されました

- 都道府県ごとに決定される地域別最低賃金額が下表のとおり改訂され、10月1日から順次発効します。
- 最低賃金は、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低額を定めたものです。
- 最低賃金は、パート、学生のアルバイト、嘱託などといった雇用形態やその呼称にかかわらず、すべての労働者に適用されます。
- 仮に、労使の合意により最低賃金額より低い賃金を定めたとしても、それは、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとされます。
- 地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰金（上限50万円）が科せられる場合があります。
- 派遣労働者は、派遣先の事業場に適用される地域別最低賃金額が適用されます。
- 中小企業・小規模事業者に向けて、生産性向上を支援する業務改善助成金の支給を行っております。詳細は、厚生労働省HPの検索画面または検索エンジンから「業務改善助成金」で検索してください。

令和2年度地域別最低賃金改定状況

都道府県名	時間額	発効年月日	都道府県名	時間額	発効年月日	都道府県名	時間額	発効年月日
北海道	861円	元.10.03	石川	833円	2.10.07	岡山	834円	2.10.03
青森	793円	2.10.03	福井	830円	2.10.02	広島	871円	元.10.01
岩手	793円	2.10.03	山梨	838円	2.10.09	山口	829円	元.10.05
宮城	825円	2.10.01	長野	849円	2.10.01	徳島	796円	2.10.04
秋田	792円	2.10.01	岐阜	852円	2.10.01	香川	820円	2.10.01
山形	793円	2.10.03	静岡	885円	元.10.04	愛媛	793円	2.10.03
福島	800円	2.10.02	愛知	927円	2.10.01	高知	792円	2.10.03
茨城	851円	2.10.01	三重	874円	2.10.01	福岡	842円	2.10.01
栃木	854円	2.10.01	滋賀	868円	2.10.01	佐賀	792円	2.10.02
群馬	837円	2.10.03	京都	909円	元.10.01	長崎	793円	2.10.03
埼玉	928円	2.10.01	大阪	964円	元.10.01	熊本	793円	2.10.01
千葉	925円	2.10.01	兵庫	900円	2.10.01	大分	792円	2.10.01
東京	1,013円	元.10.01	奈良	838円	2.10.01	宮崎	793円	2.10.03
神奈川	1,012円	2.10.01	和歌山	831円	2.10.01	鹿児島	793円	2.10.03
新潟	831円	2.10.01	鳥取	792円	2.10.02	沖縄	792円	2.10.03
富山	849円	2.10.01	島根	792円	2.10.01			

高齢労働者に配慮した陸運業のための 労働災害防止対策セミナー（受講料：無料）

昨今、高齢労働者の就労が一層進んでおり、60歳以上の労働災害も増加傾向にあります。この現状を受け、厚生労働省では、令和2年3月に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」が策定しました。このセミナーでは、高齢者の災害の現状、行動特性、災害事例などを紹介し、陸運業において高齢者の労働災害防止対策をどのように進めていくかを提案します。

また、陸運業の労働災害で、墜落・転落に次いで多い災害は、トラック荷台等での荷崩れによるものとなっています。①積み付け・固縛機器の取扱い、②荷締め機の不備による災害事例及びその対策、③荷役作業ガイドラインについて解説します。

全国で開催します。皆さまには積極的なご参加をお待ちしています。

「高齢労働者に配慮した陸運業のための労働災害防止対策セミナー」のご案内

内 容	高齢労働者の労働災害防止対策について トラック荷台での積荷の安全、適切な固定・固縛作業について
定 員	約 50 名(先着順)
参加費	無料
申込方法	陸災防都道府県支部へご連絡ください。

「高齢労働者に配慮した陸運業のための労働災害防止対策セミナー」開催日程

都道府県	開催日	会場	都道府県	開催日	会場
北海道①	11月27日（金）	旭川地区トラック研修センター	静岡	10月20日（火）	静岡県トラック協会研修センター
北海道②	1月25日（月）	函館地区トラック研修センター	三重	1月28日（木）	三重県トラック会館
岩手	1月25日（月）	岩手県トラック協会総合研修会館	滋賀	1月26日（火）	滋賀県トラック総合会館
宮城	1月18日（月）	卸町会館 中ホール	京都	10月28日（水）	京都テルサ
秋田	1月19日（火）	秋田県トラック協会研修センター	奈良	10月26日（月）	奈良県トラック会館
山形	11月10日（火）	山形県トラック総合会館	鳥取	10月20日（火）	新日本海新聞社 中部本社ホール
福島	11月6日（金）	福島県トラック協会 県中研修センター	山口	10月16日（金）	山口県トラック協会研修会館
茨城	2月頃	茨城県トラック会館	徳島	12月9日（水）	徳島県トラック会館
栃木	12月10日（木）	栃木県トラック協会	香川	2月9日（火）	香川県トラック総合会館
埼玉	11月4日（水）	埼玉県トラック総合会館	愛媛	2月5日（金）	愛媛県トラック 総合サービスセンター
千葉	1月28日（木）	千葉県トラック会館	高知	11月27日（金）	調整中
東京	11月11日（水）	調整中	福岡	10月12日（月）	リファレンス駅東ビル
新潟	1月14日（木）	新潟県トラック総合会館 6階会議室	佐賀	2月12日（金）	佐賀県トラック協会
石川	1月27日（水）	石川県トラック会館	長崎	1月26日（火）	長崎県トラック協会研修会館
山梨	10月23日（金）	調整中	熊本	1月15日（金）	調整中
長野	10月20日（火）	長野県トラック会館	大分	2月2日（火）	大分県トラック会館 5階「大会議室」
岐阜	1月25日（月）	岐阜県自動車会館	沖縄	1月22日（金）	九州沖縄トラック研修会館
右の都道府県につきましては、開催決定次第ご案内いたします。			青森、群馬、神奈川、愛知、和歌山、鳥根、岡山		
右の都道府県につきましては、開催終了しております。			富山、福井、大阪、兵庫、広島、宮崎、鹿児島		

令和二年度 厚生労働省委託事業

腰痛予防対策講習会

参加費
無料

【腰痛】 第三次産業における
職業性疾病の7割を占めます。

今後、社会的役割の拡大が見込まれる陸上貨物運送事業の現場において腰痛予防対策が重要な課題となっています。そこで「職場における腰痛予防対策指針」の普及促進を目的とした無料の講習会を、陸上貨物運送事業を対象に全国16箇所で開催いたします。腰痛予防に役立つ知識やスキルの習得に是非ご活用ください。

予防は治療に
勝ります

対象

陸上貨物運送事業の事業場の衛生管理担当者向け

13:30～受付開始

14:00 開講

16:00 終了

内容

腰痛予防対策指針をイラスト等によりわかりやすく解説した陸上貨物運送事業者向けのテキストを使用します。

- 腰痛の発生状況、腰痛の影響要因、対策のための体制づくり
- 荷姿の改善、荷の重量の明示など
- 車両運転などの作業における留意
- 作業実施体制とリスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの活用
- 厚生労働省や関係団体が行う支援事業や助成金の紹介
- 人力による重量物の取り扱いの際の重量制限、作業実施体制など
- 労働者の身体負担を軽減する機械の紹介
- 腰痛を起こしにくい作業動作、腰痛予防体操（実技）

※講習内容は予告無く変更される場合があります

日程・会場

山形	9月9日(水)	ヤマコーホール 7階 大ホール	神奈川	11月5日(木)	ラジオ日本クリエイティブ事務局 3階 A+B会議室
北海道	9月24日(木)	札幌市教育文化会館 3階 研修室305	京都	11月10日(火)	メルパルク京都 6階 宴会会議場D【鞍馬】
鹿児島	10月1日(木)	サンプラザ天文館 6階 ホール	兵庫	11月13日(金)	健康ライフプラザ 5階 ノーリフトラボ
岡山	10月6日(火)	株式会社コープP&S オルガビル B1階 オルガホール	愛知	11月17日(火)	名古屋国際会議場 2号館 3階 234会議室
新潟	10月8日(木)	新潟テルサ 3階 大会議室	大阪	11月19日(木)	エル・おおさか 南館 10階 南1023号室
埼玉	10月13日(火)	JA共済埼玉ビル 3階 大会議室	東京	11月24日(火)	日本教育会館 7階 中会議室
群馬	10月20日(火)	ピエント高崎 本館 6階 602号室	千葉	11月25日(水)	TKPガーデンシティ千葉 4階 コンチェルトA
福岡	10月28日(水)	都久志会館 4階 401～404会議室	静岡	11月27日(金)	バルシェ 7階 第1～3会議室

お申込み方法

Webから
お申込み
いただきます

1 「平プロモート」で検索。HP内「腰痛予防対策講習会」リンクへ。

平プロモート

検索

<https://seminar.tairapromote.co.jp/yotsu-yobo>

2 腰痛予防対策講習会「残席確認・オンライン申込み」より各対象講習へお申込みください。

3 申込後、メール（受講票）が自動返信されますのでご確認ください。



QRコードからも
アクセスできます

注意事項

- 各会場とも先着順でお申込みを受け付け、定員に達し次第締め切りいたします。（各会場異なるため、残席数はWebサイトにてご確認ください）
- お申込みの際は、必ず受講される方の名義でお願いいたします。また、同一名義でのご予約は一席のみとなりますのでご注意ください。
- お申込み時にご記入いただいた個人情報につきましては、株式会社平プロモートの個人情報保護に関する基本方針に基づき、安全かつ適正に管理いたします。また、本講習会に必要な一連の業務以外に使用することはありません。
- 講義の録音・録画・撮影等はご遠慮いただきますようお願いいたします。
- 講習会終了後、1～3か月以内に腰痛予防対策講習会参加後の取組状況を把握するための「フォローアップアンケート」をお送りいたしますので、ご協力をお願いいたします。
- 受講の際には必ずマスクを着用していただき、発熱・咳等の症状が見られる場合には、参加を控えていただきますようお願いいたします。
- 台風や災害、新型コロナウイルス感染症の状況により講習会を延期または見合わせる場合がありますのでご了承ください。また、定員数は政府による新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき設定しているため、今後の状況により変更される場合がありますのでご了承ください。最新情報は弊社ホームページに随時掲載いたしますので、ご確認ください。

お問い合わせ先

株式会社 平プロモート 腰痛予防対策講習会
〒471-0867 愛知県豊田市常盤町1-88 事務局

TEL : 050-3532-9119 / FAX : 050-3397-6564
mail : yotsu-yobo@tairapromote.co.jp

運営協力 ● 日本ノーリフト協会 日本労働安全衛生コンサルタント会 中央労働災害防止協会 陸上貨物運送事業労働災害防止協会

災害事例
と
その対策

トラック荷台からの墜落転落、昇降時の 三点確保の励行と保護帽着用の徹底を！

陸運業での死傷災害の約3割をトラック荷台等からの墜落・転落が占めています。とりわけ荷台から降りるときに多く、これらは死亡に至る危険性も高く、安全対策を徹底する必要があります。

今回取り上げた災害は、荷台からの転落災害の典型的な事例です。被災者死亡の重大な結果を招いたものですので、以下検証します。

- 1 事業の種類：一般貨物自動車運送業
(労働者数：法人約130名、所属営業所10名)
- 2 発生月時：11月 午前3時頃
- 3 被災者：ドライバー（59歳、経験17年）
- 4 傷病の程度：頭部急性硬膜下血腫（死亡）
- 5 災害発生状況

- 被災者の業務は、2トンバン型車に乗務し、担当配送コースに食品の巡回配送を行うもの。

午前2時から8時迄の間で担当地域の10店舗に納品配送を行うべく、一人乗務で出発した。

- 午前3時、2店舗目である配送先に到着後、店舗倉庫前にトラックを止め、倉庫内に保管されていた前回納品時の空ケースを回収しトラックに載せ、次に当日分の商品を納入するため荷台の中で商品を積んだケースを整理してからケースを持たずに荷台から地面に降りようとした。
- 被災者は荷台側を向いた姿勢となり、左手でドアグリップを掴んだ後、左足をリヤステップ（地上高38cm）に降りようとしたが、これを踏み外し、体勢を崩して転落、頭部を地面コンクリートに強打させた。
- 約1時間経過後に他社のトラック運転者に倒れているところを発見され、病院に搬送されたが、その後死亡が確認された。
- 保護帽（ヘルメット）は着用していなかった。

注：倉庫内部・外部に設置された防犯カメラ映像が残っており、行動詳細が判明している。

6 背景要因

被災者は社内での職位が昇格したこと等に

より管理業務が増加し、配送業務に就くことがここ数年は稀となっていた。

今回の乗務は、社内で退職者が出たことにより穴埋めとして事故3日前から担当に入り、当日は4回目の乗務。過去3回は同乗者がいたため、単独では事故当日が初めてであった。

7 原因と対策

(1) 荷台への昇降

このバン型車にはリヤステップやリヤドア面グリップが設けられていたもので、荷台から降りる際は、荷台内側を正面に見て後ろ向き、グリップを持ったままステップに足をかける順序で、三点支持を確実に確保する必要があります。

経験年数にかかわらず、定められた安全な乗降方法を確実に行わせるよう、繰り返しての社内教育を徹底すべきです。

本件の場合、ステップを踏み外しており、確実な励行とともに、リヤステップ部を網状にするなどの対策も有効です。

(2) 保護帽の着用

会社の社内規定では荷台上の荷役作業は保護帽を着用することとされていましたが、被災者は無帽でした。過去3回の二人乗務中はどうだったのか、社内全般に保護帽の着用が有名無実化していたのか、この辺りを究明する必要がありますが、確実に着用させることで、不測の墜落転落による被害の軽減が見込めます。

(3) 運行管理

被災者が災害発生当日に担当していた配送コースは、試走等を経て各店舗への到着予定時刻が厳しいと評価されていた経緯があったものの、見直しが行われていませんでした。

被災者が高齢でかつ久方ぶりの担当乗務であったことからすれば、無理な運行計画が注意力の欠如や不安全行動を招いた可能性も残ります。

8 まとめ

この死亡事事例では、「必ず保護帽を着用して荷役作業を行う」ことの重要性がうかが

われます。「あご紐を確実に締める」「劣化や破損したものは使わない」「耐用年数を守る」の他、必ず「墜落時保護用」を使用することが肝要です。保護帽は着用していても、これが「飛来・落下物用」であることをよく見か

けます。荷役作業では、墜落転落時の頭部外傷や骨折を防ぐために、帽体内部に衝撃吸収ライナーを備えた墜落時保護用の保護帽を着用しましょう。



陸運労災防止協会の表彰制度による小企業無災害記録事業場〔令和2年9月〕					
第5種(15年間)	・押田運送有限会社	千葉県支部	・株式会社キャリックス	岐阜県支部	
第4種(10年間)	・京成運輸株式会社	京都府支部	・有限会社サンラインコーポレーション	岐阜県支部	
			・新東運輸有限会社	岐阜県支部	

業種別労働災害発生状況（令和2年速報）

令和2年9月7日現在

項目 業種	死亡						死傷					
	令和2年1月～8月 [速報値]		令和元年1月～8月 [速報値]		対元年比較		令和2年1月～8月 [速報値]		令和元年1月～8月 [速報値]		対元年比較	
	死亡者数 (人)	構成比 (%)	死亡者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
全産業	442	100.0	486	100.0	-44	-9.1	68,870	100.0	69,029	100.0	-159	-0.2
製造業	72	16.3	79	16.3	-7	-8.9	14,347	20.8	15,184	22.0	-837	-5.5
鉱業	3	0.7	3	0.6	0	0.0	112	0.2	116	0.2	-4	-3.4
建設業	154	34.8	155	31.9	-1	-0.6	8,311	12.1	8,464	12.3	-153	-1.8
交通運輸業	6	1.4	7	1.4	-1	-14.3	1,564	2.3	1,787	2.6	-223	-12.5
陸上貨物運送事業	45	10.2	52	10.7	-7	-13.5	8,989	13.1	8,801	12.7	188	2.1
港湾荷役業	2	0.5	5	1.0	-3	-60.0	198	0.3	245	0.4	-47	-19.2
林業	24	5.4	25	5.1	-1	-4.0	766	1.1	773	1.1	-7	-0.9
農業、畜産・水産業	20	4.5	16	3.3	4	25.0	1,679	2.4	1,518	2.2	161	10.6
第三次産業	116	26.2	144	29.6	-28	-19.4	32,904	47.8	32,141	46.6	763	2.4

資料出所：厚生労働省

業種、事故の型別死亡災害発生状況（令和2年1月～8月）

令和2年9月7日現在

項目 業種	合計	墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	その他
全産業	442	112	12	20	32	36	66	91	4	69
製造業	72	15	3	5	6	6	19	0	0	18
建設業	154	54	2	9	15	11	18	23	1	21
交通運輸業	6	1	0	0	0	1	1	2	0	1
その他	165	31	7	5	8	18	20	48	2	26
陸上貨物運送事業	45	11	0	1	3	0	8	18	1	3
同上対前年増減	-7	1	-1	-3	1	-4	4	-5	1	-1

業種、事故の型別死傷災害発生状況（令和2年1月～8月）

令和2年9月7日現在

項目 業種	合計	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他
陸上貨物運送事業	8,989	2,528	1,483	695	389	264	431	941	394	11	1,567	286
同上対前年増減	188	49	74	19	-2	-6	-60	-32	-72	3	216	-1

(注) 上記2表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「交通事故(その他)」以外をまとめたもの
詳細は、陸災防ホームページ <http://www.rikusai.or.jp> に掲載

【ロールボックスパレットテキスト、DVD ビデオのご案内】

「ロールボックスパレット作業教育担当者テキスト」（改訂版）、
DVD「ロールボックスパレットを安全に使用するためルール」
を発売中です！



ロールボックスパレット作業教育担当者テキスト
A4判/40頁/頒価 770円(税込)



ロールボックスパレット
を安全に使用するためルール
11分/頒価 770円(税込)

ロールボックスパレット及びテールゲートリフターは、物流の効率化や作業者の負担軽減などに貢献する人力荷役機器・装置の一つで、陸運業においても多く利用されていますが、近年これらに起因する労働災害が多く発生しています。

今般、(独)労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所の大西明宏先生の監修により作成したテキストをロールボックスパレットと同時に使用されることが多いテールゲートリフターの取扱方法等の詳しい解説を追加し、改訂本として発刊し、販売(770円(税込))することといたしましたので、ご案内いたします。

なお、本教育用の補助教材として DVD「ロールボックスパレットを安全に使用するためルール」(11分 770円(税込))をご用意いたしましたので、併せてお申し込みください。



セットで買うと割引に！

テキストと DVD をセットでお買い求めいただきますと、770円+770円=1,540円のところ、セット価格 1,320円(税込)にて販売いたします。

申込書

申込者名 (請求先)			
所在地 及び 担当者名	〒	☎ FAX	
品名			数量
<input type="checkbox"/> ロールボックスパレット作業教育担当者テキスト			
<input type="checkbox"/> [DVD]ロールボックスパレットを安全に使用するためルール			
お支払い方法	<input type="checkbox"/> 後払い <input type="checkbox"/> 代金引換		
【通信欄】 商品発送先等が異なる 場合の住所・電話番号等			

お支払い方法は、後払い又は代金引換とさせていただきます。

下記番号へFAXにてお申込みください。当協会から送料込みの総合計額等をご連絡いたします。

FAX 03-3453-7561

お問い合わせ電話番号：03-3455-3857

【安全DVDビデオのご案内】
陸災防 DVD ビデオのご案内
 ～ 複数枚購入で割引 ～



【フォークリフト安全教育 DVD①】
「フォークリフトによる安全な荷役運搬作業」 

フォークリフトによる荷役運搬作業について、安全な運転方法を映像とナレーションで示すことにより、より安全な操作を確認できます。

また、厚生労働省が示す「フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育」を実施するときの補助教材としての活用いただけます。

約 23 分 11,000 円 (税込)

【フォークリフト安全教育 DVD②】
「フォークリフトの作業開始前点検の進め方」 

「労働安全衛生規則第 151 条の 25 (点検)」により定められているフォークリフトの作業開始前点検を実際の点検の様子を映した映像とナレーションにより分かりやすく紹介しています。

約 26 分 11,000 円 (税込)

【はい作業安全教育 DVD】
「はい作業の安全」



- 災害発生の仕組み
- はい作業の基本
- 荷役運搬機械によるはい付け
はい崩しの安全作業
- 異常発見時の措置

約 21 分 11,000 円 (税込)

**複数枚購入
割引
のご案内**

3 枚以上の
ご注文で
20%OFF!!

2 枚の
ご注文で
10%OFF!
(19,800 円)

DVD の
組み合わせ
は自由です!

陸災防 DVDビデオ申込書

申込年月日		年	月	日
申込者名 (請求先)				
所在地 及び 担当者名	〒	☎ FAX		
品名			数量	
<input type="checkbox"/> はい作業の安全				
<input type="checkbox"/> フォークリフトの作業開始前点検の進め方				
<input type="checkbox"/> フォークリフトによる安全な荷役運搬作業				
お支払い方法		<input type="checkbox"/> 後払い <input type="checkbox"/> 代金引換		
【通信欄】 商品発送先等が異なる 場合の住所・電話番号等				

お支払いは、後払い又は代金引換とさせていただきます。
 下記番号へFAXにてお申込みください。当協会から送料込みの総合計額等をご連絡いたします。
FAX 03-3453-7561

広報誌をお届けします(無料)!

陸災防広報誌をEメールでお届けします。
ご登録は、陸災防ホームページからの登録またはファックスするだけです。

FAX
登録方法

STEP1 次の登録申込書に必要事項をご記入ください。

STEP2 申込書をこのままFAXしてください(FAX番号 03-3453-7561)。

陸災防の広報誌 お届け先 **登録申込書** ▷▷▷ FAX 03-3453-7561

事業場名または 個人名			
都道府県	陸災防 会員の別	<input type="checkbox"/> 会員	<input type="checkbox"/> 非会員 (賛助会員含む)
電話番号	FAX番号		
メールアドレス			

(注) 次のURLから「陸運と安全衛生」配信規約をご覧ください。<https://fofa.jp/rikusai/a.p/101/>
登録完了のメールをお送りします。もし、届かない場合は下記の「お問い合わせ先」までご連絡ください。
お申込みいただいたメールアドレス等の情報は、広報誌や陸災防からの情報をご提供する目的のみに利用させていただきます。なお、会員の確認等のため、陸災防支部に登録情報を提供することがあります。

広報誌のご案内

お役立ち 安全衛生情報をお届けします

陸上貨物運送事業労働災害防止協会(陸災防)の広報誌

「陸運と安全衛生」のご案内

お届けする広報誌の内容

- 陸災防の広報誌「陸運と安全衛生」を毎月10日にお届けします。
陸災防会員事業場の安全衛生活動内容の紹介、災害事例などを掲載しています。
- 安全と健康に関する様々な情報(厚生労働省情報など)をお届けします。
- 検定、研修会、講座の開催をご案内します。

このサービスは、陸災防の広報誌「陸運と安全衛生」をEメールにてお届けするものです。登録料、購読料などは不要です。

ご登録いただいていない皆様、安全衛生情報源としてぜひご活用ください。

また、ご登録済みの方は、同僚、取引先の皆様へ広報誌をご紹介ください。



お問い合わせ先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 本部 業務部 広報課

TEL 03-3455-3857 FAX 03-3453-7561